七　第七条の十五の十第二号、第七条の十五の十四第三号、第十一条の二及び第三十九条の十の改正規定　漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日

八　附則第十七条の改正規定（同条第一項、第二項の表法第四十五条の二第一項第一号の項、第三項及び第四項の表法第三百十七条の二第一項第一号の項に係る部分に限る。）　土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（還付加算金に関する経過措置）

第二条　この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）附則第三条の二第一項及び第二項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　新令第七条の十三の四の規定は、令和二年四月一日以後の災害又は盗難若しくは横領により生ずる地方税法第三十四条第一項第一号に規定する損失の金額について適用し、同日前の災害又は盗難若しくは横領により生じた同号に規定する損失の金額については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条　新令第二十条の二の十六、第二十一条の四及び第二十二条第七号の規定は、この政令の施行の日（附則第六条において「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（地方消費税に関する経過措置）

第五条　新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、令和二年三月から五月までの期間以後の新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間（次項から第十項までにおいて「徴収取扱費算定期間」という。）に係る徴収取扱費（地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払について適用し、令和元年十二月から令和二年二月までの期間以前のこの政令による改正前の地方税法施行令（次条第二項において「旧令」という。）第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費の支払については、なお従前の例による。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の十七第一項	第七十二条の百三第三項	第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第三十五条の十七第一項	第七十二条の百三第三項	

			条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項
			第七十二条の百四
			同条第三項
			第七十二条の百五第二項
		第三十五条の十七第二項	第七十二条の百四
			第七十二条の百三第三項
			第七十二条の百五第二項
		附則第六条の十一第一項	附則第九条の六第三項

			第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法等第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四
			第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法等第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項
			第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法等第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項
		第三十五条の十七第二項	第七十二条の百四
			第七十二条の百三第三項
			第七十二条の百五第二項
		附則第六条の十一第一項	附則第九条の六第三項